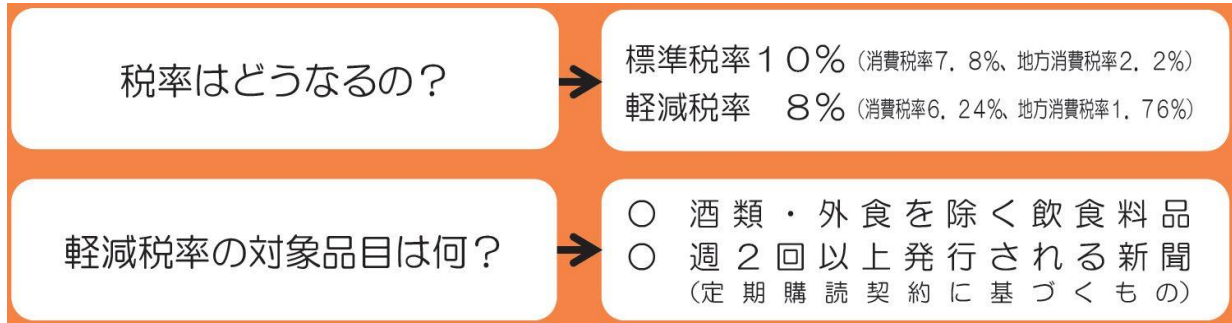


消費税軽減税率対応講習会

飲食料品等を扱っていない・消費税は免税(売上1,000万未満)だからなど自分のお店は関係ないと思っていないですか？



実際は、ほとんど全ての事業者に関係があります!!

例

売上・仕入で飲食料品等がある。会議費や交際費など経費として購入した。課税事業者と取引する場合、で区分毎の記載請求書を求められる場合がある。etc...

- ◎ 消費税の軽減税率制度は、**平成31年10月1日**から消費税率10%への引き上げと同時に実施されます。
- ◎ 軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、**制度の実施に向けた早目の準備が必要**となります。
- ◎ 「日々の業務や申告の変更点」「**レジ補助金**」などをわかりやすくお伝えいたします。

	日 時	会 場	備 考
1	平成30年10月17日(水) 14:00 ~ 16:00	霧島市商工会 隼人本所 (霧島市隼人町内山田 1-6-65)	定員 50名
2	平成30年10月19日(金) 14:00 ~ 16:00	始良市商工会 加治木支所 (始良市加治木町諏訪町 185-1)	定員 50名

**参加費
無料**

【主催】 鹿児島県商工会連合会・加治木税務署
始良市商工会・霧島市商工会

※ご記入頂いた個人情報は、本講習会の運営以外には使用いたしません。
10月11日(木)までに、ご希望の会場に○印を記入の上、
本用紙にてFAX若しくはお電話にてお申込みください。

参加申込書

ご希望の会場	10月17日(水) 霧島市商工会 隼人本所	10月19日(金) 始良市商工会 加治木支所
事業所名	受講者氏名	
業 種		
住 所	霧島市 始良市	
電 話	—	F A X —

 始良市商工会加治木支所 TEL : 63-2295

FAX : 0995-62-5644

 霧島市商工会隼人本所 TEL : 42-2128

FAX : 0995-42-2129